

## 給与支払報告書提出時の本人確認について

給与支払者が個人の場合、給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)の支払者の欄に事業主ご自身の個人番号(マイナンバー)を記載していただきます。この個人番号について、本人確認(①番号確認+②身元確認)を行う必要があるため、下記のとおり確認書類の提示または添付をお願いします。

- ①番号確認・・・正しい番号であることの確認
- ②身元確認・・・記載されている個人番号の正しい持ち主であることの確認

なお、法人の場合に記載いただく法人番号については、上記の確認は不要です。

### 個人事業主本人が提出する場合

※個人番号カード(マイナンバーカード)は、それだけで番号確認と身元確認が可能です。

①番号確認 (いずれか1つ) ★1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード(顔写真付き・プラスチック製)</li> <li>・通知カード(顔写真なし・紙製)</li> <li>・個人番号記載の住民票(写し)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
②身元確認 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観音寺市から送付した総括表(給与支払者の氏名や住所が印字されたもの)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・個人番号カード</li> <li>・パスポート</li> <li>・障害者手帳</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

**\* 郵送の場合 \***

①番号確認と②身元確認ができるもの(該当書類については上記参照)のコピーを添付してください。観音寺市から送付した総括表(給与支払者の氏名や住所が印字されたもの)を使用している場合、②身元確認ができる書類のコピーは添付不要です。

### 代理人が提出する場合

※①個人事業主本人の番号確認、②代理人の身元確認、③代理権の確認が必要です。

①個人事業主本人の番号確認(いずれか1つ)	★1と同じ						
②代理人が個人の場合の身元確認 (いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・個人番号カード</li> <li>・パスポート</li> <li>・障害者手帳</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>						
②代理人が法人の場合の身元確認	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;">法人確認書類</td> <td style="padding: 5px;">                             ・登記事項証明書 ・納税証明書                         </td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">その法人との関係を証する書類</td> <td style="padding: 5px;">                             ・社員証                         </td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">など</td> </tr> </table>	法人確認書類	・登記事項証明書 ・納税証明書	など	その法人との関係を証する書類	・社員証	など
法人確認書類	・登記事項証明書 ・納税証明書	など					
その法人との関係を証する書類	・社員証	など					
③代理権(代理人に給与支払報告書の作成や提出を依頼していることが確認できるもの)の確認(いずれか1つ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状</li> <li>・税務代理権限証書</li> <li>・戸籍謄本(法定代理人の場合)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>						

※ 観音寺市から送付した総括表(給与支払者の氏名や住所が印字されたもの)を使用している場合、代理権の確認は不要です。

**\* 郵送の場合 \***

①個人事業主本人の番号確認、②代理人の身元確認、③代理権の確認ができるもの(該当書類については上記参照)のコピーを添付してください。観音寺市から送付した総括表(給与支払者の氏名や住所が印字されたもの)を使用している場合、③代理権の確認ができる書類のコピーは添付不要です。